

船橋市監査委員告示第7号

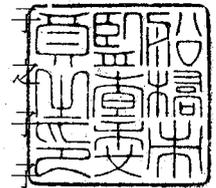
地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の38第6項の規定に基づき、平成15年度から令和2年度の包括外部監査結果に係る措置等の状況の通知があったので、同条同項の規定により公表する。

令和4年10月31日

船橋市監査委員

同
同
同

栗 林 紀
齋 藤 弘
大 矢 敏
橋 本 和



平成15年度

市長からの通知年月日 令和4年10月25日

年度 管理 番号	担当課	頁	区分	報告書記載事項	通知年月日	現在の状況 (令和4年7月1日現在)	今後の方針 (令和4年7月1日現在)
74	アンデルセン公園 (公園緑地課)	67	監査結果	付属設備の台帳が整備されていない	H16.12.22	令和3年度をもって付属設備の台帳整備が完了した。	左記のとおり措置済み。